

第10節 給水計画

第1項	給水計画	<input type="checkbox"/> 環境水道班
第2項	災害救助法に基づく措置	<input type="checkbox"/> 環境水道班 <input type="checkbox"/> 福祉班

【基本方針】

災害時においては、断水や上水道の汚染等により、応急給水が必要とされる。東日本大震災では津波浸水により、沿岸部で長期にわたる断水が生じ、住民は井戸水や湧水（地表水）を煮沸しつつ数日間をしのいだほか、小規模な医療施設では長期断水で発災後に要望された地域に密着した医療活動が満足に行えない状況が発生している。

応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水はその運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行えるようできるだけ拠点給水で対応することとする。また、避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る。

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する給水が必要になってくる。その場合、給水車から避難所や各家庭への水の運搬が必要になることが多くなり、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者にとって大きな負担になることがある。そのため、組織的な活動が可能な自主防災組織やボランティアの協力を得て給水活動が円滑に進むよう努める。

第1項 給水計画

1. 給水目標

給水量については、災害発生後3日間については、飲料水として3ℓ/人・日を目安とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標として、災害の実態及び市の状況に即して給水レベル毎に、下記を参考に目標水量を設定する。

経過日数	目標水量	住民の運搬距離	給水レベル
3日間	3ℓ/人・日	概ね1km以内	飲料水(生命維持用水)
10日間	20ℓ/人・日	概ね250m以内	飲料水+炊事用水+トイレ用水
21日間	100ℓ/人・日	概ね100m以内	上記+洗濯水+避難所での入浴
28日間	約250ℓ/人・日	概ね10m以内	自宅での入浴・洗濯
29日目以降	通水	—	被災前と同水準

(出典：地域防災計画データ総覧：(財)消防科学総合センターほか、総務省消防庁HPより)

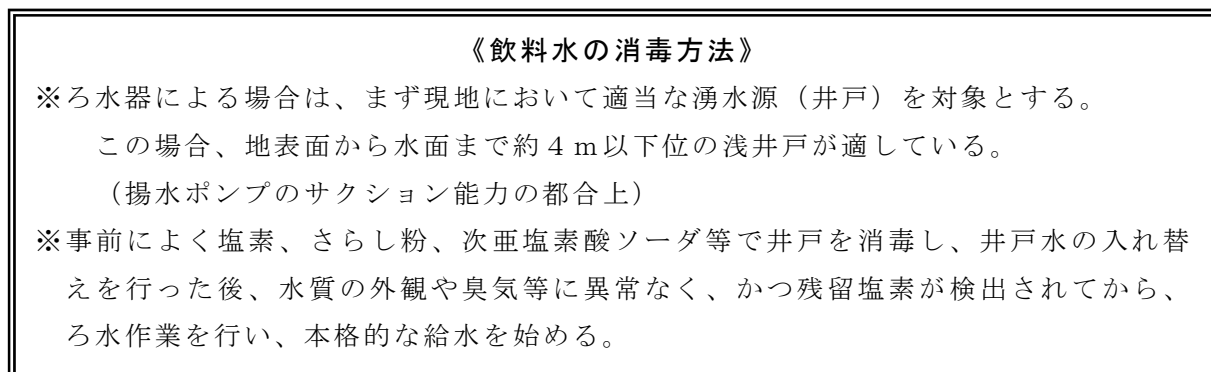
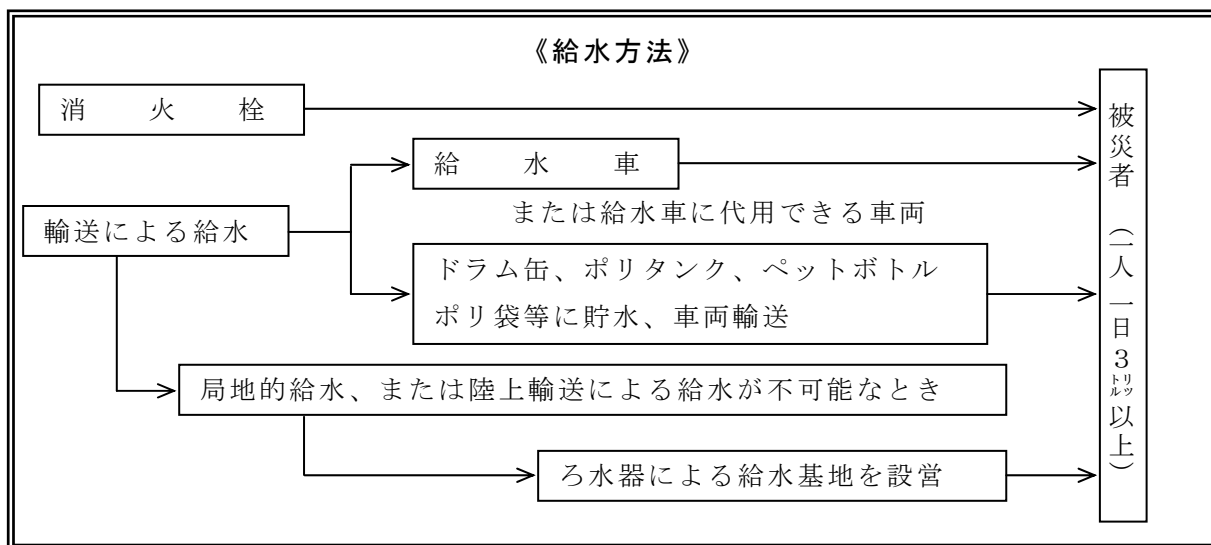
2. 給水計画

市があらかじめ定める給水計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水活動を実施する。

- 1) 給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源地、井戸等の水源の確保に努める。
- 2) 給水に必要なポリ容器、給水タンク、給水車等を確保する。
- 3) 給水に要するポリ容器、給水タンク、給水車等が不足するときは、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。【資料編*Ⅲ.2.12】
- 4) 人工透析等最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的な復旧と給水を行うように努める。
- 5) 給水車、自動車等による搬送給水を開始するまでに、特に飲料水を供給する必要がある場合は、ペットボトルの配布、ヘリコプター等による搬送を要請する。

3. 給水方法

- 1) あらかじめ定める給水計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。
- 2) 飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。給水活動にあたっては使用する器具は、全て衛生的処理をした後に使用し、末端給水までの適切な箇所において塩素の残留効果を測定する。



*資料Ⅲ.2.12「自衛隊及び近隣市町の給水車・給水タンク等の保有状況」

第2項 災害救助法に基づく措置

災害救助法に基づく給水措置の内容については、次のとおりである。

1. 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者

2. 支出できる内容

- 1) 水の購入費
- 2) 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
- 3) 薬品及び資材費

3. 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額

4. 給水期間

災害発生の日から7日以内

5. 給水量等の基準

《給水の実施基準》		
給水の条件	給水量の基準	備考
a. 飲料水の確保が困難なとき	1人1日あたり3ℓ	飲料水のみ
b. 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水＋雑用水14ℓ	洗面、食器洗い
c. 感染症予防法により県知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20ℓ	b.＋洗濯用水
d. c. の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35ℓ	c.＋入浴用水